

大阪市告示第1020号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次の事業計画のある道路を、2年以内にその事業が執行される予定のものとして指定した。なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月24日

大阪市長 横山英幸

指定年月日

令和6年7月11日

名 称	指定区間		道路幅員	道路延長
	起点	終点		
都市計画道路 大阪駅北3号線	北区豊崎七丁目 14番7	北区大深町 1番18	8.01～47.50 m	807.54 m
都市計画道路 中津南北線	北区中津一丁目 33番2	北区中津一丁目 10番6	17.00 m	14.60 m
区画道路13号線	北区中津一丁目 10番7	北区中津一丁目 122番7	17.00 m	10.70 m

(計画調整局建築指導部建築企画課)